

衆議院 議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 七 号

令和五年十一月十四日(火曜日)

正午開議

出席委員

- 委員長 山口 俊一君
- 理事 丹羽 秀樹君 理事 鷲尾英一郎君
- 理事 武藤 容治君 理事 橋 慶一郎君
- 理事 三ツ林裕巳君 理事 笠 浩史君
- 理事 吉川 元君 理事 遠藤 敬君
- 理事 輿水 恵一君
- 井出 庸生君 井野 俊郎君
- 石原 正敬君 木村 次郎君
- 中谷 真一君 本田 太郎君
- 宮路 拓馬君 山田 賢司君
- 伊藤 俊輔君 梅谷 守君
- 太 栄志君 山岸 一生君
- 中司 宏君 浅野 哲君
- 塩川 鉄也君

- 議長 額賀福志郎君
- 副議長 海江田万里君
- 事務総長 岡田 憲治君

十一月九日 理事遠藤敬君同日理事辞任につき、その補欠として中司宏君が委員長の指名で理事に選任された。

同日 理事中司宏君同日理事辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で理事に選任された。

十一月十三日

国会法の改正を求めることに関する陳情書(山梨県中央市臼井阿原六九二 小池裕敏(第一一九号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

- 議員細田博之君逝去につき弔詞贈呈の件
- 裁判官訴追委員予備員辞職の件
- 各種委員等の選挙の件
- 国家公務員任命につき同意を求めるの件
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
- 国会職員給与等に関する規程等の一部改正の件
- 本日の本会議の議事等に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。前議長細田博之君が、去る十日、逝去されました。誠に哀悼痛惜の念に堪えません。同日、額賀議長から、お手元に配付のとおり弔意を表されております。

細田博之前衆議院議長の突然の訃報に接し、誠に哀悼痛惜の念に堪えません。細田前議長は、平成二年に衆議院議員に初当選されて以来、十一回の当選を重ねられ、平成二十七年には衆議院から永年在職議員表彰を受けられました。

細田前議長は内閣官房長官、自由民主党の幹事長や総務会長等を歴任された後、令和三年に第七十八代の衆議院議長に就任されました。令和四年二月には、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、この力による一方的な現状変更の試みに対し、翌三月、細田前議長は本会議における非難決議の採択のほか、ウクライナのゼレンスキー大統領による憲政史上初となるオンラインでの演説を実現されました。

また、安定的な皇位継承をめぐる立法院の議論に関しては、令和四年一月に政府から報告を受け、衆参両院の各党・各会派からなる全体会議を開催し、速やかな検討を要請されました。細田前議長は、その推移を最期まで気にかけておられました。私も微力ながらその思いを引き継いでまいりたいと存じます。本年十月、細田前議長はご自身の体調が万全でないことから、議長としての重要な公務に支障をきたすことを避けるため、議長職を辞することを決断されました。議長退任の後、一刻も早い回復をお祈りしておりました私どもにとっては痛恨の極みであります。細田前議長は、エネルギー政策をはじめとした経済政策や選挙制度への造詣など幅広い分野に関し、精通した知識と豊富な政治経験に加え、与野党を問わず数多くの議員から信頼され、また尊敬される政治家でありました。御生前の憲政への御貢献に敬意を表し、謹んで御冥福をお祈りいたします。

令和五年十一月十日 衆議院議長 額賀福志郎

○山口委員長 ここに、委員各位とともに故細田博之前議長の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさせていただきます。

御起立をお願いします。――黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○山口委員長 黙禱を終わります。御着席をお願いします。

○山口委員長 次に、議員細田博之君逝去につき弔詞贈呈の件についてであります。弔詞につきましては、お手元に配付の案文のとおりとし、本日の本会議においてその贈呈を決定するに御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰された議員従二位桐花大綬章細田博之君は、さきに本院議長の要職につきまたしばしば国務大臣の重任にあたり、終始政党政治の確立につとめ議会制民主政治の進展に多大の貢献をされました。その功績はまことに偉大であります。君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○山口委員長 なお、本会議において、議長が弔詞を朗読される際、議員の方は御起立を願うことになっております。

○山口委員長 次に、裁判官訴追委員予備員辞職の件についてありますが、裁判官訴追委員予備員である津島淳君から辞職願が提出されております。本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、各種委員等の選挙の件についてありますが、裁判官訴追委員予備員辞職の件が本会議において許可されましたならば、引き続き裁判官訴追委員及び同予備員の選挙と、お手元の印刷物にあります各種委員の選挙を行うことに御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この選挙は、その手続を省略して、議長において指名することになりますから、御了承願います。
なお、後任の候補者として、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会から、お手元の印刷物にあります諸君を届け出てまいっております。

一、各種委員等の選挙の件

裁判官訴追委員

石田 真敏君(自民)
平口 洋君(自民)

同 予備員

井野 俊郎君(自民)

職務を行う順序は第一順位

検察官適格審査委員会

金田 勝年君(自民)
牧原 秀樹君(自民)
稲富 修二君(立憲)
遠藤 敬君(維新)

同 予備委員

笹川 博義君(自民)

金田勝年君の予備委員

小山 展弘君(立憲)

稲富修二君の予備委員

山本 剛正君(維新)

遠藤敬君の予備委員

(現に予備委員である三谷英弘君は牧原秀樹君の予備委員とする。)

日本ユネスコ国内委員会委員

齋藤 洋明君(自民)

国土開発幹線自動車道建設会議委員

森山 裕君(自民)

○山口委員長 次に、国家公務員任命につき同意を求める件についてありますが、検査官、原子力委員会委員長及び同委員、個人情報保護委員会委員長及び同委員に、お手元の印刷物にあります諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、国家公務員任命につき同意を求める件の検査官
原田 祐平君 岡村肇君6・1・3定年退職につきその後任
原子力委員会委員長及び同委員
委員長 上坂 充君 12・15任期満了につき再任
委員 直井 洋介君 佐野利男君12・15任期満了につきその後任
個人情報保護委員会委員長及び同委員
委員長 藤原 静雄君 丹野美絵子君12・31任期満了につきその後任
委員 清水 涼子君 中村玲子君6・1・25任期満了につきその後任
小笠原奈菜君 藤原静雄君12・31任期満了につきその後任

○山口委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、本日の議事日程第五及び第六の両案に対し、自由民主党・無所属の会の井野俊郎君、立憲民主党・無所属の山岸一生君、日本維新の会の阿部司君、日本共産党の塩川鉄也君から、それぞれ討論の通告があります。
討論時間は、井野俊郎君、山岸一生君、阿部司君は各々十分以内、塩川鉄也君は三分以内とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件についてであります。
○岡田事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件外一件につきまして御説明申し上げます。
まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うおとすものであります。
次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件は、政府職員の給与改定及びフレックスタイム制の更なる柔軟化に準じて、国会職員について同様の措置を講じようとするものであります。
よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○山口委員長 それでは、まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○山口委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○山口委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。
○岡田事務総長 まず最初に、議長から、前議長細田博之先生逝去につき弔詞贈呈の件についてお諮りした後、議長が弔詞を朗読されます。
次に、裁判官訴追委員予備員辞職の件についてお諮りいたします。
辞職の件が許可されましたならば、引き続き各種委員等の選挙を行います。この選挙は、動議により、手続を省略して、議長において指名されることとなります。
次に、国家公務員任命につき同意を求める件についてお諮りいたします。採決は四回になりますが、順序は印刷物のとおりでございます。
次に、日程第一につき、古屋総務委員長の報告がございまして、共産党及びれいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第二及び第三につき、武部法務委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしました。維新の会及びれいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第四につき、築安全保障委員長の報告がございまして、れいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第五及び第六につき、星野内閣委員長の報告がございまして、次いで両案に対しまして、四人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のとおりでございます。採決は二回になります。一回目は日程第五で、維新の会及びれいわ新選組が反対でございます。二回目は日程第六で、立憲民主党、維新の会、共産党、有

○山口委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。
○岡田事務総長 まず最初に、議長から、前議長細田博之先生逝去につき弔詞贈呈の件についてお諮りした後、議長が弔詞を朗読されます。
次に、裁判官訴追委員予備員辞職の件についてお諮りいたします。
辞職の件が許可されましたならば、引き続き各種委員等の選挙を行います。この選挙は、動議により、手続を省略して、議長において指名されることとなります。
次に、国家公務員任命につき同意を求める件についてお諮りいたします。採決は四回になりますが、順序は印刷物のとおりでございます。
次に、日程第一につき、古屋総務委員長の報告がございまして、共産党及びれいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第二及び第三につき、武部法務委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしました。維新の会及びれいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第四につき、築安全保障委員長の報告がございまして、れいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第五及び第六につき、星野内閣委員長の報告がございまして、次いで両案に対しまして、四人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のとおりでございます。採決は二回になります。一回目は日程第五で、維新の会及びれいわ新選組が反対でございます。二回目は日程第六で、立憲民主党、維新の会、共産党、有

○山口委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件についてであります。
○岡田事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件外一件につきまして御説明申し上げます。
まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うおとすものであります。
次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件は、政府職員の給与改定及びフレックスタイム制の更なる柔軟化に準じて、国会職員について同様の措置を講じようとするものであります。
よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

志の会及びれいわ新選組が反対でございます。
次に、日程第七につき、田畑厚生労働委員長の報告がございまして、共産党及びれいわ新選組が反対でございます。
次に、動議により、ただいま御決定いただきました秘書給与法改正案を緊急上程いたします。山口議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、維新の会及びれいわ新選組が反対でございます。本日の議事は、以上でございます。

採決順序

①(反対 共産、れ新)
検査官

個人情報保護委員会委員長
原田 祐平君
藤原 静雄君

②(反対 立憲、共産、れ新)
原子力委員会委員長及び同委員

委員長 上坂 充君
委員 直井 洋介君

③(反対 共産)
個人情報保護委員会委員

清水 涼子君

④(全会一致)
個人情報保護委員会委員

小笠原奈菜君

議事日程 第五号

令和五年十一月十四日

午後一時開議

第一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 特別職の職員の給与に関する法律及び二

千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、討論通告

日程第五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
反対 維新、れ新

日程第六 特別職の職員の給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
反対 立憲、維新、共産、有志、れ新

内閣委員長 星野 剛士君
討論通告

日程第五に賛成、第六に反対
山岸 一生君(立憲)

日程第五及び第六に賛成
井野 俊郎君(自民)

日程第五及び第六に反対
阿部 司君(維新)

日程第五に賛成、第六に反対
塩川 鉄也君(共産)

○山口委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○山口委員長 次に、次回の本会議及び委員会等は、追って公報をもってお知らせいたします。なお、来る十六日木曜日午前十一時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時八分散会

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の八十」を「百分の八十四」に改め、同項第三号中「百分の六十」を「百分の六十三」に改め、同項第四号中「百分の三十」を「百分の三十一・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一	一	一	一	一	三四五、六〇〇円
	二	二	二	二	二	三六三、五〇〇円
	一	一	一	一	一	四一八、八〇〇円
	二	二	二	二	二	四二八、八〇〇円
	三	三	三	三	三	四三八、九〇〇円

別表第一(第三関係)

級	号給	給料	月額
二	四		四四八、九〇〇円
	五		四五九、〇〇〇円
	六		四六九、〇〇〇円
	七		四七九、一〇〇円
	八		四八五、八〇〇円
三	九		四九二、五〇〇円
	一		五一〇、二〇〇円
	二		五二一、一〇〇円
	三		五二八、四〇〇円
一	二		二七四、六〇〇円
	一		二七一、四〇〇円
	二		三〇八、九〇〇円
	三		三一六、三〇〇円
	四		三二二、七〇〇円
三	五		三三一、一〇〇円
	四		三三八、五〇〇円
	一		三六五、九〇〇円
	二		三七四、一〇〇円
	三		三八二、三〇〇円
五	四		三九〇、五〇〇円
	五		三九六、〇〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の八十四」

を「百分の八十二」に改め、同項第三号中「百分の六十三」を「百分の六十一・五」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「百分の三十・七五」に改める。

附則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の同法(以下「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。(給与の内払)
- 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案
(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第七条の第三第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百、」を「百分の百五、」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百、」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五、」を「百分の六十」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の百二十五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第十五条第一項中「三万四千二百円」を「三万四千三百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長	一、四一〇、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、〇三八、〇〇〇円
国立国会図書館の館長	九六八、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	八九八、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	五八七、六〇〇円
	五八七、六〇〇円
	五二六、九〇〇円
	四九五、三〇〇円
	四四四、七〇〇円
	四三二、三〇〇円
	四〇二、〇〇〇円
	三六三、五〇〇円
	三二七、七〇〇円
	二九六、五〇〇円
	二七四、六〇〇円
	二六八、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	二六八、〇〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給料月額
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

ロ 行政職給料表(二)

職員の 区分 号	職務 の 数	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500	
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300	
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900	
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500	
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100	
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400	
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500	
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700	
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900	
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600	
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300	
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800	
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100	
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600	
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000	
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300	
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800	
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300	
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900	
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500	
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500	
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900	
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200	
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500	
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600	
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000	
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400	
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800	
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300	
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500	
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800	
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000	

33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	

前年
任用
臨時
開始

72	221,700	255,800	285,800	313,300
73	221,900	256,000	286,500	313,600
74	222,300	256,300	287,200	314,100
75	222,600	256,700	287,900	314,600
76	223,000	257,100	288,700	315,000
77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	

110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

備考 この表は、機器の運転操作その他の片務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、同議員の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の 区分	職 務 の 級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	176,100	208,000	240,900	289,200	313,000	330,800
2	2	177,600	209,700	242,400	291,300	315,200	333,100
3	3	179,100	211,400	243,800	293,300	317,400	335,200
4	4	180,700	212,900	245,200	295,300	319,400	337,300
5	5	181,800	214,400	246,400	297,300	321,600	339,300
6	6	183,200	216,200	247,800	299,100	323,700	341,500
7	7	184,600	217,900	249,100	300,700	325,700	343,700
8	8	186,000	219,600	250,300	302,300	327,700	345,900
9	9	187,300	221,100	251,200	304,000	329,800	348,100
10	10	189,600	222,600	252,800	306,200	332,000	350,200
11	11	191,800	224,100	254,500	308,400	334,100	352,400
12	12	194,000	225,600	256,000	310,400	336,200	354,700
13	13	196,200	226,800	257,300	312,300	338,200	356,800
14	14	197,900	228,200	258,900	314,400	340,400	359,100
15	15	199,400	229,600	260,500	316,500	342,600	361,300
16	16	200,900	231,000	262,100	318,500	344,700	363,700
17	17	202,400	232,400	263,500	320,400	346,500	365,800
18	18	203,800	234,000	265,100	322,600	348,700	368,800
19	19	205,200	235,500	266,700	324,800	350,800	371,700
20	20	206,600	236,900	268,300	326,900	352,900	374,500
21	21	208,000	238,100	270,000	328,900	354,700	377,200
22	22	209,300	239,700	271,800	331,000	356,900	379,500
23	23	210,600	241,200	273,800	333,200	359,000	381,900
24	24	211,900	242,600	275,800	335,200	360,900	384,300
25	25	213,200	243,600	277,700	336,900	362,900	386,500
26	26	214,400	245,100	279,700	339,100	365,300	389,000
27	27	215,600	246,400	281,600	341,100	367,600	391,400
28	28	216,700	247,600	283,500	343,200	370,000	393,900
29	29	217,800	248,700	285,200	345,400	372,300	395,900
30	30	218,900	249,700	286,900	347,500	374,400	397,900
31	31	219,900	250,600	288,600	349,600	376,500	400,000
32	32	220,900	251,500	290,300	351,700	378,600	402,100
33	33	221,800	252,400	291,700	353,600	379,400	403,200
34	34	222,700	253,300	293,500	355,600	380,400	404,900
35	35	223,600	254,100	295,200	357,500	381,400	406,700
36	36	224,500	254,900	296,900	359,400	382,600	408,500

37	225,400	255,600	298,700	361,000	383,600	410,100
38	226,300	256,700	300,500	362,700	384,600	412,000
39	227,200	257,900	302,300	364,500	385,700	413,800
40	228,100	259,000	304,100	366,400	386,700	415,500
41	228,900	260,200	306,700	368,100	387,400	416,800
42	229,800	261,400	307,600	369,400	388,500	418,000
43	230,700	262,500	309,400	371,000	389,600	419,200
44	231,500	263,600	311,200	372,700	390,600	420,400
45	231,800	264,700	313,000	374,300	391,200	421,600
46	232,600	265,800	314,900	375,100	392,100	422,900
47	233,300	266,900	316,800	375,800	393,000	424,200
48	233,900	267,900	318,600	376,400	393,900	425,400
49	234,500	268,900	319,800	377,100	394,500	426,500
50	235,200	269,900	321,600	377,700	395,400	427,800
51	235,800	270,900	323,400	378,300	396,200	429,100
52	236,300	271,800	325,300	378,800	397,000	430,300
53	236,800	272,700	327,100	379,000	397,600	431,400
54	237,300	273,600	329,000	379,600	398,400	432,200
55	237,800	274,500	330,800	380,100	399,100	433,000
56	238,400	275,400	332,600	380,700	399,800	433,800
57	238,900	276,300	334,200	381,000	400,600	434,500
58	239,400	277,200	335,800	381,600	401,400	435,200
59	239,900	278,100	337,200	382,200	402,200	435,900
60	240,400	279,000	338,700	382,700	403,000	436,600
61	240,900	280,000	339,900	383,000	403,700	437,500
62	241,400	281,000	341,000	383,600	404,300	438,300
63	241,800	281,900	342,000	384,300	404,800	438,700
64	242,300	282,800	343,000	384,900	405,500	439,400
65	242,800	283,300	343,900	385,000	405,700	437,500
66	284,000	344,600	385,800	406,400	440,400	
67	284,700	345,400	386,500	406,900	440,800	
68	285,600	346,300	387,100	407,400	441,200	
69	286,600	347,200	387,600	407,900	441,700	
70	287,400	348,000	388,200	408,300	442,100	
71	288,200	348,900	388,900	408,700	442,500	
72	289,000	349,700	389,500	408,900	442,800	
73	289,700	350,600	389,800	409,200	443,200	
74	290,200	351,300	390,500	409,600	443,600	
75	290,600	351,900	391,100	410,000	443,900	
76	291,000	352,600	391,500	410,200	444,200	
77	291,200	353,000	391,900	410,500	444,600	
78	291,500	353,600	392,500	410,900		

別表第五 議院警察職給料表（第一系関係）

職員の区分	職務の番号	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	1	188,300	227,900	285,300	303,500	331,300	351,800
	2	190,300	229,900	286,800	305,300	333,500	354,000
	3	192,400	231,700	288,200	307,000	335,600	356,200
	4	194,400	233,500	289,600	308,800	337,700	358,100
	5	196,200	235,500	271,100	310,500	339,500	360,000
	6	198,200	237,000	272,400	312,300	341,000	362,000
	7	200,100	238,500	273,600	314,200	342,500	364,000
	8	202,100	240,100	274,800	316,100	344,000	365,800
	9	204,100	242,000	275,800	317,800	345,800	367,500
	10	205,800	243,600	277,000	319,700	348,000	369,500
	11	207,600	245,300	278,200	321,600	350,200	371,500
	12	209,400	246,800	279,300	323,500	352,200	373,500
	13	211,300	248,500	280,400	325,600	354,100	375,300
	14	213,400	250,400	281,700	327,200	356,100	377,300
	15	215,700	252,200	282,700	328,700	357,900	379,300
	16	217,900	254,000	283,700	330,200	359,800	381,300
	17	219,800	255,300	284,400	331,800	361,700	382,900
	18	221,900	256,900	285,800	334,000	363,800	385,000
	19	224,000	258,500	287,100	336,100	365,800	387,000
	20	225,800	260,000	288,400	338,200	367,900	389,100
	21	227,600	261,400	289,400	340,100	369,500	391,100
	22	229,400	262,300	290,400	342,000	371,400	393,300
	23	231,100	263,200	291,600	343,900	373,200	395,500
	24	232,700	264,200	292,700	345,800	375,100	397,500
	25	234,600	265,300	293,600	347,600	376,700	399,200
	26	236,000	266,400	295,200	349,700	378,800	401,300
	27	237,400	267,500	296,900	351,700	380,900	403,400
	28	238,800	268,400	298,500	353,600	383,000	405,600
	29	240,400	269,300	300,200	355,300	385,000	407,500
	30	241,900	270,400	301,900	357,500	387,100	409,500
	31	243,500	271,600	303,600	359,400	389,100	411,300
	32	245,100	272,600	305,300	361,400	391,100	413,200
	33	246,700	273,100	306,600	362,800	393,200	414,800
	34	248,300	274,400	308,300	364,800	395,300	416,400
	35	249,900	275,500	310,100	366,700	397,300	417,900
	36	251,400	276,600	311,800	368,700	399,200	419,400
	37	252,400	277,200	313,300	370,700	400,900	420,900

79	291,700	354,100	393,000	411,300
80	292,000	354,600	393,500	411,500
81	292,200	355,100	393,800	411,800
82	292,400	355,800	394,400	412,200
83	292,700	356,500	394,900	412,600
84	292,900	357,100	395,400	412,800
85	293,200	357,400	395,600	413,100
86	293,500	357,900		
87	293,800	358,500		
88	294,100	358,900		
89	294,400	359,500		
90	294,800	360,000		
91	295,100	360,600		
92	295,500	361,100		
93	295,700	361,500		
94	295,900	361,900		
95	296,200	362,400		
96	296,600	362,800		
97	296,800	363,200		
98	297,100	363,800		
99	297,500	364,300		
100	297,900	364,700		
101	298,100	365,100		
102	298,400	365,600		
103	298,800	366,100		
104	299,100	366,600		
105	299,300	367,100		
106	299,600	367,600		
107	300,000	368,100		
108	300,300	368,600		
109	300,500	369,100		
110	300,900	369,600		
111	301,300	370,000		
112	301,600	370,400		
113	301,800	370,900		

備考 この表は、速記に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

38	253,900	278,100	314,900	372,900	402,700	422,700
39	255,400	278,900	316,600	374,900	404,400	424,500
40	256,900	279,700	318,300	376,900	406,100	426,200
41	258,000	280,700	319,600	378,800	407,900	428,000
42	259,000	281,700	321,300	380,900	408,800	429,700
43	259,900	282,600	323,000	382,900	410,200	431,300
44	260,800	283,400	324,700	384,900	411,600	432,900
45	261,800	284,400	326,200	386,600	413,000	434,300
46	263,000	285,700	328,000	388,400	414,700	435,600
47	264,100	287,000	329,800	390,100	416,300	437,000
48	264,900	288,400	331,500	391,800	417,900	438,300
49	265,800	289,900	333,100	393,000	419,300	439,300
50	266,800	291,600	334,700	394,600	420,400	440,200
51	267,800	293,000	336,400	396,200	421,500	441,100
52	268,600	294,300	338,300	397,800	422,400	441,900
53	269,200	295,900	339,900	399,500	423,200	442,900
54	270,300	297,500	341,700	401,100	424,100	443,300
55	271,200	299,000	343,500	402,700	425,000	443,500
56	272,300	300,500	345,300	404,300	425,800	443,800
57	273,000	301,800	346,500	406,100	426,400	444,100
58	273,900	303,400	348,500	407,400	426,900	444,400
59	274,800	305,000	350,400	408,800	427,600	444,700
60	275,600	306,300	352,300	410,000	428,400	445,000
61	276,400	307,700	354,100	411,000	428,800	445,200
62	277,100	309,200	356,300	412,100	429,900	446,000
63	277,900	310,600	358,400	413,200	429,900	446,000
64	278,700	311,900	360,600	414,300	430,400	446,400
65	279,400	313,200	362,400	415,000	430,900	446,600
66	280,700	314,800	364,500	416,000	431,500	446,900
67	281,900	316,200	366,400	417,000	431,900	447,300
68	283,200	317,600	368,400	417,800	432,400	447,500
69	284,500	318,900	370,100	418,600	432,600	447,700
70	285,900	320,400	371,600	419,100	433,200	448,000
71	287,100	321,800	373,000	419,700	433,200	448,400
72	288,500	323,300	374,500	420,200	433,500	448,600
73	289,800	324,200	375,600	420,800	433,900	448,800
74	290,900	325,700	376,800	421,200	434,200	449,000
75	292,000	327,200	378,000	421,700	434,500	449,400
76	293,100	328,900	379,200	422,200	434,800	449,700
77	294,500	330,700	380,500	422,600	435,100	449,900
78	295,900	332,400	381,800	423,100	435,400	450,100
79	297,200	334,000	383,100	423,700	435,700	450,500
80	298,300	335,600	384,300	424,200	435,900	450,800
81	299,400	337,200	385,300	424,400	436,200	451,000
82	300,500	338,800	386,600	425,000	436,400	451,200
83	301,600	340,400	387,800	425,500	436,700	451,600
84	302,700	342,000	389,100	425,700	436,900	451,900
85	303,600	343,400	390,300	425,900	437,200	452,100
86	305,000	344,900	391,100	426,400	437,400	
87	306,200	346,400	391,800	426,700	437,700	
88	307,500	347,800	392,500	427,000	437,900	
89	308,700	349,000	393,100	427,300	438,200	
90	310,100	350,200	393,800	427,700	438,400	
91	311,200	351,400	394,500	428,100	438,700	
92	312,500	352,700	395,200	428,500	438,900	
93	313,400	354,100	395,800	428,800	439,200	
94	314,700	355,600	396,300	429,000		
95	316,000	357,100	396,900			
96	317,500	358,500	397,400			
97	319,000	359,800	398,000			
98	320,500	361,000	398,400			
99	321,900	362,100	399,000			
100	323,400	363,300	399,500			
101	324,600	364,300	400,000			
102	325,900	365,400	400,400			
103	327,200	366,500	400,900			
104	328,500	367,600	401,300			
105	329,700	368,700	401,600			
106	331,000	369,200	402,000			
107	332,200	369,800	402,500			
108	333,400	370,400	402,800			
109	334,800	371,000	403,300			
110	335,700	371,500	403,800			
111	336,700	372,000	404,300			
112	337,800	372,500	404,800			
113	338,900	373,000	405,000			
114	340,000	373,400	405,500			
115	341,000	374,000	406,000			
116	342,000	374,500	406,500			
117	343,200	374,900	406,700			
118	344,200	375,400	407,200			
119	345,200	376,000	407,700			
120	346,100	376,400	408,200			
121	347,000	376,600	408,500			
122	347,900	377,100	409,000			

定年 前年 任用 開始 年度	基 準 給料月額 円		基 準 給料月額 円		基 準 給料月額 円		基 準 給料月額 円	
	254,200	259,200	286,100	310,900	328,600	355,300		
123	348,900	377,500	409,400					
124	349,900	377,800	409,900					
125	350,900	378,400	410,200					
126	351,300	378,900						
127	351,900	379,400						
128	352,500	379,900						
129	352,800	380,200						
130	353,200	380,700						
131	353,700	381,200						
132	354,100	381,700						
133	354,500	382,000						
134	354,900	382,500						
135	355,400	382,900						
136	355,800	383,300						
137	356,200	383,600						
138	356,600	384,100						
139	357,000	384,600						
140	357,400	385,100						
141	357,600	385,400						
142	358,100							
143	358,500							
144	358,800							
145	359,100							
146	359,500							
147	360,000							
148	360,500							
149	360,800							
150	361,300							
151	361,800							
152	362,300							
153	362,600							

備考 この表は、議院警察に従事する国会議員で、西暦記号の歳末が強調して定まるものに適用する。

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び第四項」を削り、「並びに第六条」を「及び第六条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに勤務時間規程第四条第三項及び勤務時間規程第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第六条に次の一号を加える。

十八 在宅勤務等手当

第七条第一項中「及び単身赴任手当」を、「単身赴任手当及び在宅勤務等手当」に改める。

第七条の第二項中「及び第四項」を削り、「並びに第六条」を「及び第六条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間規程第四条第三項及び勤務時間規程第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第七条の第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十五・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百一・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第七条の第四項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第七条の第五項中「及び単身赴任手当」を、「単身赴任手当及び在宅勤務等手当」に、「及び管理職員特別勤務手当」を、「管理職員特別勤務手当及び在宅勤務等手当」に改める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第三条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条第三項中「この条」を「この項」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」の下に、「第一項の規定による週休日のほかに当該国会職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「(次

項において「単位期間」という。）」を削り、「なるように」の下に、「第一項の規定による週休日のほか当該国会議員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第四項を削る。

第六条中「若しくは第四項」を削り、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、国会議員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第七条及び第八条中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

第十六条第一項中「配偶者等」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他両議院の議長が協議して定める者」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第四条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		380,000
2		427,000
3		477,000
4		539,000
5		615,000
6		718,000
7		839,000

第二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第五条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この規程は、令和五年 月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中国会議員の給与等に関する規程（以下この条及び次条において「給与規程」という。）第六条に一号を加える改正規定並びに給与規程第七条第一項、第七条の三第二項及び第三項、第七条の四第二項並びに第七条の五第一項の改正規定並びに第五条の規定 令和六年四月一日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第三条の規定並びに附則第四条の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定（給与規程第七条の三第二項及び第三項並びに第七条の四第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与規程の規定及び第四条の規定（特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下この項及び次条において「特定任期付職員給与特例規程」という。）第三条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 第一条の規定による改正後の給与規程又は第四条の規定による改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員給与特例規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与規程又は第四条の規定による改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与の内払とみなす。

（両院議長協議決定への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会議員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）
 第四条 育児短時間勤務国会職員等についての国会議員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第三条の表第四条第三項の項中「次項」を「定める期間」に、「以下この条」を「定める期間（以下この項において「単位期間」という。）」に改め、同表第四条第四項の項を削る。